

第21回教育委員会（定）

開会日時 令和7年 11月 12日（水） 午前 9時30分
閉会日時 午前 9時53分
開会場所 教育委員会室

出席者

教 育 長	長 沼 豊
委 員	小 林 美 香
委 員	野 田 義 博
委 員	善 本 久 子
委 員	山 口 謠 司

出席事務局職員

事務局次長	林 栄 喜	地域教育力担当部長	金 子 和 也
教育総務課長	久保田 智恵子	多様な学び推進担当課長	濱 野 有 樹
学務課長	小 林 晴 臣	指導室長	富 田 和 己
新しい学校づくり課長	柏 田 真	学校配置調整担当課長	野 崎 友 輔
施設整備担当副参事	彼 島 勲	史跡公園担当課長	品 田 真 希
地域教育力推進課長	高 木 翔 平	教育支援センター所長	石 野 良 恵
中央図書館長	山 田 綾 子		

署名委員

教育長

委 員

午前 9時 30分 開会

教 育 長 皆様、おはようございます。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

それでは、ただいまから令和7年第21回の教育委員会を開会いたします。

本日の会議に出席する職員は、林次長、金子地域教育力担当部長、久保田教育総務課長、濱野多様な学び推進担当課長、小林学務課長、富田指導室長、柏田新しい学校づくり課長、野崎学校配置調整担当課長、彼島施設整備担当副参事、品田史跡公園担当課長、高木地域教育力推進課長、石野教育支援センター所長、山田中央図書館長、以上、13名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、野田委員にお願いいたします。

本日の委員会の傍聴者はいらっしゃいません。

次に、非公開による審議とする案件の確認をいたします。日程第一 議案第45号「意見の聴取について」は、第4回区議会定例会にて審議を予定している案件のため、報告1「入学予定校変更希望制における応募状況について」は、12月の文教児童委員会で審議を予定している案件のため、本日の教育委員会において公開で審議を行うことにより、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、一時非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○報告事項

2. 「読書感想文コンクール」及び「図書館を使った調べる学習コンクール」審査結果並びに表彰式について

(図-1・中央図書館)

教 育 長 報告事項を聴取します。報告2「「読書感想文コンクール」及び「図書館を使った調べる学習コンクール」審査結果並びに表彰式について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 中央図書館です。

資料の方は「図-1」となります。

令和7年度「板橋区読書感想文コンクール」及び「板橋区図書館を使った調べる学習コンクール」の審査結果及び表彰式についてご報告をいたします。

今年度、読書感想文コンクールの方は1,699名の減なのですが、1万5,812名のご応募がありました。

応募校数といたしましては、小学校が51校、中学校が22校となっております。

読書感想文の審査方法なのですが、小学校におきましては、板橋区教育会学校図書館研究部、中学校におきましては、板橋区立中学校教育研究会国語教育研究部により審査を行っております。

こちらの方は、特選と入選作品につきましては、文集を作成したものを3月に各校に送付することとなっております。また、区立図書館の方に資料として蔵書をさせていただきます。

資料の2ページの方に移ります。

2/8をお願いします。

続きまして、「板橋区図書館を使った調べる学習コンクール」でございます。

こちらの方は、789名、応募総数が昨年度よりも増えまして、2,178名の応募がありました。

応募校数といたしましては、区立小学校が47校、区立中学校が4校、私立小学校が1校ございました。

こちらの審査の方なのですが、一次審査につきましては、各地域図書館において審査を行っております。第二次審査につきましては、教育長、板橋区教育会学校図書館研究部代表、板橋区立中学校教育研究会代表、地域教育力担当部長、私、中央図書館長と地域図書館の館長で審査を行っております。

こちらの方ですが、2,178人の1.5%の受賞ということになりますので、今年度は今までで最多人数の29名が受賞するという形となりました。

次のページに移ります。

表彰式ですが、令和7年12月13に、図書館を使った調べる学習コンクール、読書感想文コンクールともに中央図書館の図書館ホールにて行います。

報告は以上となります。

教 育 長 それでは、質疑意見等がございましたら、ご発言ください。
読書感想文コンクールの方で、応募数が昨年度と比べると減っておりますが、何か要因はありますか。

中央図書館長 中央図書館です。
今、夏休みの間に学習するものの選択肢が増えたということが1つの要因と考えておまして、自由研究作品展、それから、税に関する作文、それと調べる学習コンクールというところで、子どもたちの選択が増えたということが要因かなと考えております。

教 育 長 分かりました。
来年に向けて、増やしていくという計画はありますか。

中央図書館長 中央図書館長です。
来年に向けましては、今年度、板橋区図書館を使った調べる学習コンクールにつきましては、子ども読書活動推進計画におきまして、校長先生のところでも、

調べる学習であったり、探求学習ということをお話ししてきたこともありますので、ぐっと伸びたかなというふうに考えております。

なので、どちらのコンクールにつきましても、図書館からの発信というものがとても重要だなというふうに、今年度分かりましたので、引き続き、発信の方をさせていただきたいというふうに考えております。

教 育 長 次に、この図書館を使った調べる学習コンクール、こちらはむしろ昨年度と比べて増えているわけですが、この要因は何であるとお考えですか。

中央図書館長 こちらの要因は、本年度の子ども読書活動推進計画の中での私たちの動きというものを、学校の校長先生方がきちんと理解して、示してくださって、学校の方の先生方にお話をしているということも影響がある1つとなっていることと、区立中学校の先生の中で、学校が皆さんまとめて出されたところもありますので、そのようなことも大きな要因かなというふうに思っております。

教 育 長 ありがとうございます。

そうですね。中学生の部が大幅に増えておりますが、2倍以上ですか、3倍に近い数字ですね。大変ありがたい数字になっていたと思いますので、引き続き、応募がたくさん出るようお願いいたします。

私も、これは質問ではありませんが、審査に関わりまして、大変優れた作品が、昨年もそうでしたが、今年もございました。

ぜひ、委員の皆様にも、作品がいずれ展示されますので、ご覧いただき、その内容もさることながら、表現方法、アウトプットの仕方も工夫がありますので、ぜひご覧いただきたいと思います。

今年特徴的だったのは、資料の最後の方ですが、中学生の部の表彰された作品、上位2点は戦争に関わることで、戦後80年、そして、板橋の平和都市宣言40周年という区切りの年であるということもあって、そういうことに取り組んだ生徒がいたということです。そして、実際、大変優れた内容でしたので、ぜひ皆様にもご覧いただきたいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

(なし)

教 育 長 本件は以上といたします。

それでは、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありますか。では、続いて、非公開案件に入ってまいります。

○議事

日程第一 議案第45号 意見の聴取について

(教育総務課)

教 育 長 日程第一 議案第45号「意見の聴取について」、こちらは次長と教育総務課長からご説明願います。

次 長 教育委員会事務局次長でございます。

議案第45号「意見の聴取について」ということで、提出者は長沼豊教育長でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項の規定に基づきまして、来る第四回区議会定例会に提出される区長原案、こちらの同意を求めるものでございます。

詳細については、教育総務課長の方からご説明申し上げます。

教育総務課長 教育総務課長です。よろしくお願いたします。

第四回定例会に提出する案件が10案件ございますので、本日、お諮りいたします。

資料、「総-1」をご覧ください。

初めに、3/14ページ。

東京都板橋区行政手続条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

こちらですが、行政手続法と地方税法が改正になったことで、公示の方法が変更となることを受けまして、条例を改正するものでございます。

具体的な手順といたしましては、これまで、公示の方法としては、庁舎の1階、外側でございます掲示場に内容を掲示するというを行っておりましたが、今後は、より広く閲覧を可能とするために、区のホームページであったり、同じく掲示場であったり、あと、庁舎内に設置した、例えばパソコンですとか、そのようなものによる閲覧を可能にするものでございます。

その理由といたしましては、不利益処分を受ける方々に弁明の機会を与えたり、また、税に関して言いますと、納入通知書であったり、督促状が届いていることを知らなかったりすることで、やはり不利益になってしまうことを防ぐものでございます。

教育委員会に影響があるとしたら、例えばですが、図書館の本をなかなか返さなかったことによって貸し出しが例えば中止になってしまう、そのようなことも、また防ぐものでございます。

議案第88号につきましても説明は以上となります。

続きまして、議案第89号、90号、95号につきまして、まとめて説明を申し上げます。

5/14ページから8/14ページとなります。

こちらは3段階に分かれる体制でございます。

まず初めに、本年、令和7年4月1日から、子育て部分休業が、6歳までの子が対象であったものが12歳となりました。これが第一段階です。

また、第二段階といたしまして、本年、令和7年10月1日から、部分休業の新たな取得方法として、時間ではなくて、1年につき10日分という取得ができ

るようになったことが第二段階でございます。

第三段階です。

来年、令和8年4月1日から、新たな取得方法の対象者、6歳までとなっていたのが、障がいがある子に限っては18歳まで取得できるようになったという内容でございます。

こちらが区の職員全般ですが、私どもの方では幼稚園の教職員に関しましての条例を改正する必要がございますので、まとめて89、90、95号というふうにお諮りいたします。

続きまして、議案第96号、9/14ページでございます。

こちらは、区立氷川図書館に関してです。

バリアフリー工事、一部改修工事のため、旧板橋第九小学校へ変更となっていた氷川図書館ですが、工事が完了することから、氷川町28番9号に移動するものでございます。

96号の説明は以上となります。

続きまして、議案第103号、10/14ページでございます。

東京都板橋区立八ヶ岳荘の指定管理者の公募団体の選定についてというところでございます。

こちらの指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までとなります。

指定管理者の公募団体といたしましては、特定非営利活動法人の国際自然大学校、東京都の狛江市にある法人でございます。

選定理由といたしましては、全国の社会教育宿泊施設の指定管理者として豊富な実績とノウハウを有しているものであり、また、いたばしNo.1実現プラン2025に掲げるSDGsの視点を踏まえた様々な事業提案で、質の高いサービス提供、職員育成体制が示されていることから、今後の事業連携にも期待できるものというのが選定理由でございます。

また、第一次審査につきましては、財務評価、点検評価ですね、東京都税理士板橋支部の会員に確認をしていただきました。

第二次審査におきましては、令和7年8月29日にプレゼンテーションを行い、採点を行った結果、こちらの国際自然大学校に決定したものでございます。

説明は以上となります。

続きまして、議案第107号、108号、109号、111号につきましては、全て板橋区立志村小学校・志村第四中学校の小中一貫型学校の改築に関するものでございます。

資料は、11/14ページから14/14ページとなります。

契約の案件名のとおり、電気設備の工事請負契約、また、冷暖房の換気設備の工事請負契約、給排水衛生ガス設備工事請負契約、また、改築そのものの工事請負契約の一部変更という内容でございます。

議案第88号から111号の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

教 育 長 それでは、質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいですか。

(なし)

教 育 長 それではお諮りします。日程第一 議案第 4 5 号については原案のとおり可決
することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○報告事項

1. 入学予定校変更希望制における応募状況について

(学一 1・学務課)

教 育 長 それでは、報告事項。報告 1 「入学予定校変更希望制における応募状況につい
て」、学務課長から報告願います。

学 務 課 長 よろしくお願いたします。

資料「学一 1」をご覧くださいと思います。

入学予定校変更希望制における応募状況についてでございます。

板橋区におきましては、お子さんの通学時の安全性や緊急時の対応、放課後の
過ごし方、地域での子どもの見守りなどを考慮すると、地元のつながりが深い地
域の学校に入学させることが望ましいと考えてございまして、住所ごとに入学さ
れる学校を指定している、通学区域を定めておるところでございますが、教育委
員会の方で、ある一定の基準、例えば入学予定校と比較して、利便性または安全
面において、より通学しやすい学校へ変更を希望する場合がありますとか、あと、お兄
さん、お姉さんが翌年度も在籍している学校へ変更希望する場合等の基準にのっ
とりまして、変更希望願を提出することが可能となっているところでございます。

こちらの受付期間は、1の(1) 9月1日から30日までとさせていただきます
した。

こちらの結果が(3)でございまして、入学予定校変更希望者数は、小学校が
446名、中学校が770名でございました。

括弧つきが昨年度の実績でございます。ちなみに小学校の申込割合は12.5
%、中学校は18.4%という結果でございました。

(4)に申込み状況の内訳がございまして、2ページ以降の別表をご覧ください
けたらと思います。

こちらの表の見方でございますが、まず2ページの別表1の小学校の応募状況
によりご説明をさせていただけたらと思います。

例えば、No. 1の志村小学校につきましては、新1年生の受入可能数が65名で、それに対しまして、希望者数が57名というふうになってございます。

希望者数が受入可能数に達してございませんので、抽選の方は実施せず、通学区域外からの希望者も含め、入学が可能となっておりますところでございます。

続きまして、No. 3の志村第二小学校につきましては、「適用除外校」という記載がございしますが、こちらの表の下部の備考欄をご覧いただけたらと思うのですが、こちらに記載のとおり、通学区域内の希望者だけで一定数を超過してしまうため、通学区域外からの受け入れを制限させていただいておる学校でござい

ます。

続きまして、No. 7の志村第六小学校をご覧いただけたらと思います。
新1年生の受入可能数が165人で、それに対しまして、希望者数が167名でござい

ます。

希望者数が受入可能数を超過してございますが、通学区域内の127人、こちらにつきましては、無条件で入学が可能となっております。そちらの方と通学区域外の40人という記載がございしますが、こちらの中にお兄さん、お姉さんが既にその学校に所属している方が16人でございましたので、16を差し引いた24名を対象に抽選を実施しておるというところでござい

ます。

続きまして、次のページ、3ページのNo. 29の加賀小学校でございしますが、こちらは適用除外校でございしますが、先ほどの備考欄の記載のただし書きのとおり、例外といたしまして、お兄さん、お姉さんが加賀小学校に来年度も在籍している場合に限りまして変更希望が可能となっております。抽選に至ったというところでござい

ます。

続きまして、4ページの別表2の中学校の申込み状況をご覧いただけたらと思

います。

中学校におきましては、基本的に受入可能数よりも希望者数が多いという状況でござい

の上旬に実施する予定でございますので、そちらを受けた後で、最終的に補欠登録期間を設定させていただいて、最終的に入学していただく学校を決定するとい
うところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたらお願いします。
よろしいですか。

(なし)

教 育 長 ありがとうございます。
以上をもちまして本日の教育委員会は閉会とします。ありがとうございます。

午前 9時 53分 閉会